

財団法人女性労働協会寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人女性労働協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区三田3丁目5番21号に置く。

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、女性に関する労働問題に関する啓発、相談、調査、研究等の事業を行うことにより、労働に関する女性の地位向上及び女性労働者等の福祉の増進を図り、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 女性に係る労働問題に関する広報・啓発
- (2) 女性に係る労働問題に関する調査・研究及び情報・資料の収集、提供
- (3) 女性労働者等に対する相談及び研修
- (4) 女性労働者等の福祉に係る関係者に対する助言及び相談並びに研修
- (5) 女性に係る労働問題関係者の国際交流
- (6) 女性に係る労働問題関係施設の管理運営に関する受託事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 会費収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) その他理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 8 条 この法人の財産は、理事会の議決に基づき理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

第 9 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 10 条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、あらかじめ評議員会の意見を聴取した上で、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、厚生労働大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後 3 箇月以内に、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減報告書、貸借対照表及び財産目録を作成し監事の監査を経、あらかじめ評議員会の意見を聴取した上で、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得て、厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登録簿の謄本を添えるものとする。

(剰余金の処分)

第 13 条 この法人の収支決算に剰余金があるときは、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌会計年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第 14 条 収支予算で定めるもの以外に借入金をしようとするときは、理事会において理事現在数 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、その会計年内の収入をもって償還できる一時借入金については、この限りではない。

(会計年度)

第 15 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 16 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内
(うち会長 1 名、理事長 1 名、専務理事 1 名)

(2) 監事 2 名

(役員を選任等)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、会長、理事長及び専務理事を選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登録簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第18条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、会長の意を受けてこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事長及び専務理事のいずれにも事故があるとき、又は理事長及び専務理事のいずれも欠けたときは、あらかじめ会長の指名する理事が、理事長の職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

6 監事は、次の業務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、理事会、評議員会及び厚生労働大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第5章又は第6章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、該当役員に、解任の決議を行う理事会及び評議員会において議決する前に、弁明する機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 役員報酬及び費用の弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、毎年 2 回これを開催する。
- 3 臨時理事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上の理事が、付議すべき事項を示して請求した場合
 - (3) 第 18 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて、監事から招集の請求があった場合
(招集)

第 25 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は 3 号に該当する場合には、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって、7 日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第 26 条 理事会の議長は、会長をもってあてる。

(定足数)

第 27 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 理事会の議事は、この寄附行為の別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 29 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、当該理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 審議事項及び議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席者の中から選出された者 2 名以上が署名捺印しなければならない。

第 6 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 31 条 この法人に、評議員 5 名以上 10 名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 32 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会には、第 27 条から第 30 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し、必要な事項は、理事会で定める。

(評議員会への諮問)

第 33 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(2) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄

(3) 寄附行為の改正

(4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 34 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第 7 章 顧 問

(顧問)

第 35 条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言する。

第 8 章 事 務 局

(事務局及び職員)

第 36 条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付書類及び帳簿)

第 37 条 この法人の主たる事務所には、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

第9章 会 員

第38条 この法人には、特別会員（働く婦人の家の館長及び類似施設の代表者等であって特別会費を納める者をいう。以下同じ。）及び賛助会員（この法人の目的に賛同し、賛助会費を納める者をいう。以下同じ。）を置く。

2 特別会員及び賛助会員の資格、入会手続、会費その他必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の改正）

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

（解散）

第40条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可があったときに解散する。

2 この法人の解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第11章 雑 則

第41条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

この改正寄附行為は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この改正寄附行為は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この改正寄附行為は、平成23年3月4日から適用する。

附則

この改正寄附行為は、平成23年6月24日から適用する。